

令和元年度愛媛県障がい者スポーツイベント開催支援事業実施要領

1 目的

愛媛県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、企業その他の民間団体がCSR活動（社会貢献活動）として障がい者スポーツイベントを開催するために要する経費に対し、予算の範囲内において、障がい者スポーツイベント開催費補助金を交付することにより、障がい者スポーツに対する民間からの支援機運を高め、障がい者スポーツの振興を図るものとする。

2 補助対象団体

補助対象団体は、県内に事務所を有する株式会社その他の会社、公益法人、協同組合、特定非営利活動法人、イベントを実施する実行委員会等の団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設立後1年以上経過し、継続して事業活動を行っていること。
- (2) 団体の組織を備え、定款、寄付行為、規約、会則等の団体の運営に関する規程を有していること。
- (3) 財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を活動目的としている団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。）又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) その他協会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認める団体でないこと。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、補助対象団体が県内においてCSR活動（社会貢献活動）として障がい者スポーツイベントを開催する事業であって、平成32年2月28日までに完了するものとする。ただし、国、県又は市町の補助その他の公的補助を受ける事業を除く。

4 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等とする。

補助額は、1事業あたり300,000円を限度として、補助対象経費の支出予定額から寄付金その他の収入額を控除した額の2分の1を上限とする。

1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 補助金交付団体数

5団体程度とする。なお、補助額の調整等により対象団体数が増減する場合がある。

6 補助対象事業の実施期間

平成31年4月1日から令和2年2月28日までの間とする。なお、交付決定を受けた

事業については、交付決定前に実施したのも対象とする。

7 補助対象事業の募集

令和元年5月7日(火)から令和元年5月24日(金)17:15までの間、補助対象事業を募集する。なお、申込みの状況等によっては、再度、募集することがある。

8 応募方法

本事業による補助を申し込もうとする団体は、補助金申込書(様式1)に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、募集期間中に協会事務局への持参、郵送、メール又はFAXにより提出するものとする。

なお、応募は、1団体1事業とする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 過去のCSR活動状況が分かる書類(A4サイズ3枚以内)
- (3) 提出書類チェック表

9 審査

- (1) 応募のあった事業については、協会と外部委員で構成する審査会(別表)で審査を行った上で、会長が補助対象事業を決定する。
- (2) 審査会による審査は、書類審査及び応募者からの事業内容の聴取により行う。

10 結果の通知

審査の結果は、応募のあった団体すべてに文書で通知する。

補助金交付が決定した事業(以下「補助事業」という。)の実施団体(以下「補助団体」という。)は、補助金交付申請書(様式2)に関係書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

11 事業の変更等

補助団体は、補助事業について次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業変更(中止)承認申請書(様式3)に関係書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の重要な内容の変更
- (2) 補助金額の変更

12 報告

補助団体は、補助事業の完了後遅滞なく、補助事業実績報告書(様式4)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

13 補助金額の確定

会長は、実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助団体に通知するものとする。

14 補助金の請求

補助金額の確定通知を受けた補助団体は、補助金精算払請求書(様式5)を会長に提出しなければならない。

15 補助金の交付

会長は、精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11

愛媛県障がい者スポーツ協会（担当：坂口）

TEL：089-924-2101

FAX：089-923-3717

メールアドレス：syo-supo-send@ehime-swc.or.jp